

# 住民税(市県民税)の扶養控除の見直しが行われました

税制改正による平成23年分からの所得税における扶養控除の見直しに伴い、平成24年度賦課から市県民税でも扶養控除の見直しが行われました。

給与から特別徴収(引き落とし)される人は平成24年6月の給与から、普通徴収(納付書や口座振替)の人は平成24年6月に送付される納税通知書分から変更になりました。

## Q & A

Q 具体的にはどう見直されたのですか。

A 0～16歳未満の年少扶養控除(1人につき33万円)と、16～19歳未満の特定扶養控除の上乗せ(1人につき12万円)が廃止されます。

	これまでの控除額	平成24年度の控除額
0～16歳未満(H8.1.2～H23.12.31生)	33万円	なし
16～19歳未満(H5.1.2～H8.1.1生)	45万円	33万円

Q 扶養控除額が減ると、市県民税はどうなりますか。

A 市県民税は、所得と控除を基に計算しますので、19歳未満の扶養親族がいる人は、市県民税の税額が増加することになります。  
例えば、年収400万円で16歳未満の扶養親族が2人いる場合、扶養控除が66万円減りますので、市県民税は年額でおよそ6万6千円増えることになります。

## 年金所得者の申告手続の簡素化により確定申告をされなかった人へ

平成24年度、市県民税の課税がある年金受給者のうち、今年申告(確定申告・市県民税申告)されていない人で、年金の支払報告書以外に次の控除がある人は申告をすると市県民税が変わる可能性があります。

市県民税が、4,500円の人 (均等割りのみ)	本人の障害・寡婦(夫)・扶養人数 (市県民税が4,500円の方は社会保険料・生命保険・地震保険・医療費等を追加しても税額は変わりません)
市県民税が、4,500円を越える人	本人と扶養親族の障害、寡婦(夫)、扶養人数・社会保険料・生命保険・地震保険・医療費など

不明な点がありましたら、お問合せください。 ●問合せ先 税務課 市民税係(内線124・125)

### 平成24年4月から新しい 児童手当制度が始まっています (子ども手当に変わり児童手当が支給されます)

#### ○支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

#### ○支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月のそれぞれ10日(ただし、支払日が金融機関の休日に当たる場合にはその直前の営業日)に、支払月の前月分までの手当を支給します。

#### ○支給額

区分	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子 10,000円
	第3子以降 <sup>*1</sup> 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限限度額 <sup>*2</sup> 以上 (平成24年6月分から適用)	一律 5,000円

※1「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち3人目をいいます。

※2所得制限限度額【平成24年6月分の手当(平成24年10月支給)より適用】

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

児童を養育している人の所得が左記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たりの月額一律5,000円)を支給します。

#### ○児童手当の現況届について

現在、児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。

この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。受給者の保険証(小郡市国民健康保険加入者は不要)を添えて、次の通り現況届を提出してください。

▼提出期限 6月30日(土)消印有効

▼提出方法 郵送または持参

※平成24年1月2日以降に転入した人は、平成24年度児童手当用所得証明書が必要です。前住所地の市町村役場に請求してください。公務員の人は職場で手続きしてください。なお、現況届提出対象者には6月上旬に別途通知しています。

◎問合せ先 子育て支援課児童家庭係(内線474)